

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

福島国民年金 事案 705

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
年金事務所で調べてもらったところ、申立期間の国民年金保険料については、納付が確認できないとの回答であった。
私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を自分で行っていた記憶があるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て現年度納付しているとともに、国民年金と厚生年金保険との切替手続を複数回、適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、戸籍の附票によれば、申立人は、昭和 52 年 3 月 20 日以降、A 市外に転出した記録が無いことが確認できるなど、申立期間の前後において、申立人の生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年1月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和62年4月から同年9月まで
② 昭和63年4月から平成元年1月まで

申立期間については、申請免除の期間と同様に日雇での仕事をしており、経済状況の変化は無く、申請免除の手続を行っていたはずなので、申請免除の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、10か月と短期間であり、申立人は、申立期間②直前の7年間について、毎年度申請免除の手続を行っていることが確認できる上、申立人の経済状況に大きな変化はうかがえないことなどから、申立人が住所変更後に申立期間②直前の期間の申請免除を行いながら、申立期間②について、申請免除を行わなかった理由は見当たらない。

一方、申立期間①については、A市が作成した国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、同市内で住所を変更しながらその届出を行っていなかったため、申請免除の手続を行わなければならない年度当初に不在者として管理されていたことが確認できる上、申立人は、申請免除の手続を行った時期についての記憶は定かではない。

また、申立人が申立期間①について申請免除の承認を受けたこと、及び申立期間①に係る免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに申請免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年4月から平成元年1月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 営業所における資格喪失日に係る記録を同年 4 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 営業所における資格喪失日に係る記録を同年 6 月 1 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を 7 万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月 30 日から同年 4 月 1 日まで
② 昭和 61 年 5 月 31 日から同年 6 月 1 日まで

私は、C 組合 D 支部に臨時職員として採用され継続して勤務していた。申立期間以外の期間については、A 社 B 営業所又は C 組合本部において厚生年金保険被保険者となっているにもかかわらず、申立期間が未加入期間となっていることに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①において、A 社 B 営業所に在籍していたことが確認できる。

また、申立人の勤務先である C 組合 D 支部の当時の上司及び複数の同僚は、

「申立人は、申立期間①及び②当時、C組合D支部に継続して勤務していた。途中で退職したとは聞いていない。」と述べている。

さらに、申立人の元上司は、「申立人は、日給制の臨時職員であり、規定により5か月以上継続してC組合本部において厚生年金保険に加入させることはできなかったため、便宜上、A社B営業所又はC組合本部において交互に加入させていた。月末が土曜日又は日曜日に当たる場合であっても、雇用契約は継続していることから、申立期間が被保険者期間に含まれないとは考え難い。A社B営業所において事務処理の誤りがあったのではないか。」旨を述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和60年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円、また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の同社同営業所における61年4月の社会保険事務所の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社では、「関係書類は、保存期限の経過により確認できない。」としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり、A社では、「関係書類は、保存期限の経過により確認できない。」としているが、厚生年金保険被保険者記録における資格喪失日が雇用保険の加入記録における離職日の翌日の昭和61年5月31日となっており、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福島厚生年金 事案 1118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月31日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和53年3月31日まで勤務し退職したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年3月31日となっていることに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録により、申立人が、昭和53年3月31日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録により、申立人と同日の昭和53年3月31日にA社において厚生年金保険被保険者資格を喪失したことが確認できる同僚も、申立人と同様、「私は、昭和53年3月31日まで勤務して退職した。」と述べており、当時、申立人及び当該同僚を含む4人が月末日に被保険者資格を喪失した記録となっているところ、B社の社会保険事務担当者は、「当時の資料は何も残っておらず、具体的な状況は不明だが、当該4人の退職及び資格喪失に係る手続を行ったのは当時の総務事務担当者であり、特定の担当者の在籍時にのみ退職日と資格喪失日が同一日となっているということであれば、当該総務事務担当者が、退職日を資格喪失日として誤って届出を行った可能性も考えられる。」と述べている。

さらに、オンライン記録により、前述の総務事務担当者の前任者及び後任者が手続を行った資格喪失日について調査したところ、1日に資格喪失した

者は4人確認できるが、月末日に資格喪失した者は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和53年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、前述のとおり、当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和53年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年2月1日から5年6月1日までの期間に係る標準報酬月額記録については、4年2月及び同年3月は22万円、同年4月から5年3月までは24万円、同年4月は28万円、同年5月は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から6年12月1日まで

厚生年金加入記録のお知らせを確認したところ、オンライン記録上の標準報酬月額から算出した厚生年金保険料額が、当時受け取っていた給料支払明細書に記載された厚生年金保険料額と相違しており、納得できないので、給与から控除されていた厚生年金保険料額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成5年7月分の給料支払明細書のみ所持していないものの、申立人から提出された家計簿により確認できる同年7月分の給与額は、給料支払明細書がある同年6月及び同年8月とほぼ同額であることから、同年7月分についても、当該給料支払明細書において確認

できる厚生年金保険料額と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと推認できる。

さらに、平成6年11月分及び同年12月分の給料支払明細書に記載されている「社保差額」は、5年7月及び同年8月、6年4月から同年9月までの期間に申立人の給与から控除されている社会保険料とオンライン記録上の標準報酬月額に見合う社会保険料等との差額分として、申立人に還付したものと推認できる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間のうち、平成4年2月及び同年3月は22万円、同年4月から5年3月までは24万円、同年4月は28万円、同年5月は15万円とすることが妥当である。

一方、平成5年6月から6年11月までの期間については、前述の給料支払明細書により、オンライン記録上の標準報酬月額が、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を超えている又は同額となっていることが確認又は推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、平成4年2月から5年5月までの標準報酬月額について、前述の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給料支払明細書等において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和17年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、同年10月から18年3月までは30円、同年4月から同年9月までは40円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和17年10月1日から18年10月1日まで

私は、昭和17年3月に尋常高等小学校を卒業し、同年4月にA社B支店に入社した。入社後、青年学校で3か月間の教育を受け、同年10月に同社同支店のC工場に配属された。

申立期間の厚生年金保険（当時の名称は、労働者年金保険）の加入記録が無いので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和17年4月に同じ尋常高等小学校を卒業した同僚と共にA社B支店に入社した経緯及び勤務状況を詳細に記憶し、その内容は当該同僚の記憶とも一致していることから、申立人が、申立期間において、同社同支店に勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「私は、同年齢で同じ尋常高等小学校から同じ日にA社B支店に入社し、寮で同室だった同僚（死亡）と共に、昭和17年10月に同社同支店のC工場に配属された。」と述べているところ、当該同僚及び同じC工場に配属されたとする同年齢の別の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、当該二人の同僚は、いずれも昭和17年10月1日にA社B支店において被保険者資格を取得したことが確認できる一方、寮で別室だった別の科に配属された同僚は、18年10月1日に被保険者資格を取得したことが

確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、前述のA社B支店の同職種の同僚（死亡）に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和17年10月から18年3月までは30円、同年4月から同年9月までは40円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社B支店は既に廃止されている上、当時の事業主も死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月1日から42年12月1日まで
② 昭和42年12月1日から48年7月1日まで

申立期間については、脱退手当金が支給済みとの回答をもらった。

しかし、私は、申立事業所を退職後も仕事をするつもりでおり、脱退手当金という制度についても知らなかったので、脱退手当金を受給するはずがない。申立期間に係る脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間①より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、3回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人は、「申立期間②に係る事業所を退職したのは、同事業所の経営が思わしくなかったためであり、再就職することを考えていた。」と述べているところ、オンライン記録によれば、申立期間②に係る事業所は、申立人の同期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1年2か月後の昭和49年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、申立人は、申立期間②に係る被保険者資格喪失日から約5か月後の48年12月18日に別の事業所に就職し、被保険者資格を再取得していることが確認できることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給する意思を有していたとは考え難い。

さらに、申立期間②に係る事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原

票を基に、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に被保険者資格を喪失した者のうち、脱退手当金の受給要件を満たすのは3人のみである上、その3人の受給状況を調査したところ、脱退手当金の支給記録のある者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求を行ったとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

福島厚生年金 事案 1121

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 4 月 1 日から 34 年 2 月 24 日まで

私は、昭和 33 年 4 月 1 日に A 社に入社し、申立期間に勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者資格取得日は 34 年 2 月 24 日となっていることに納得できないので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に A 社に勤務していたと述べているものの、複数の同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び回答を得ることはできなかった。

また、A 社の当時の事業主は既に死亡している上、同社の承継事業所である B 社も平成 19 年 8 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間に係る申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、同社は、申立期間当時の昭和 33 年 6 月頃から同年 11 月頃までの間に社会保険事務所（当時）の調査を受け、4 人の被保険者資格取得日が訂正されたことが確認できる一方、申立人の記録には、訂正された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年3月3日から24年2月27日まで
② 昭和24年2月26日から同年3月24日まで
③ 昭和24年9月20日から25年4月1日まで
④ 昭和32年1月29日から同年7月19日まで
⑤ 昭和32年9月25日から33年5月8日まで

私は、機関員としてA丸に乗船した申立期間①、操機手としてB丸に乗船した申立期間②及び③、操機長としてC丸に乗船した申立期間④、操機長としてD丸に乗船した申立期間⑤について、それぞれ船員手帳に乗船記録があるにもかかわらず、被保険者記録が無い。

申立期間①から⑤までについて、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から③までについては、申立人から提出された船員手帳により、申立人は、申立期間①においてA丸に機関員として、申立期間②及び③において、B丸に操機手としてそれぞれ乗船していたことは確認できる。

しかしながら、A丸及びB丸に乗船していた同僚は、「A丸は、E社が海軍の船を漁船に改造したもので、すぐに廃船になった。A丸及びB丸に乗船していた当時の給与は、同社から受け取っていた。」と述べているところ、E社に係る船員保険被保険者名簿によれば、同社は、昭和24年5月1日に船員保険の適用事業所になっており、申立期間①及び②当時は、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、E社は昭和49年10月1日に解散している上、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間①から③までに係る船員保険料の控除について確認することはできない。

さらに、前述の船員手帳の「船員保険関係」欄には、E社において昭和25年4月1日に被保険者資格を取得した旨の記載があり、当該記録は、同社における申立人の船員保険被保険者資格取得日と一致している。

加えて、前述の同僚は、「A丸及びB丸に継続して乗船し、砲手の仕事に従事していた上司（死亡）がいた。」と述べているところ、当該上司に係る船員保険被保険者台帳によれば、当該上司は、E社が適用事業所になった後の昭和25年2月1日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

申立期間④については、前述の船員手帳により、申立人は、申立期間④において、C丸に操機長として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、船舶所有者名簿には、C丸についての記載は確認できない上、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、申立人の申立期間④に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

申立期間⑤については、前述の船員手帳により、申立人は、申立期間⑤において、D丸に操機長として乗船していたことは確認できる。

しかしながら、D丸の所有者に係る船員保険被保険者名簿によれば、同船舶は、昭和32年5月20日に適用事業所でなくなっており、申立期間⑤当時は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、給与は1回しか支給されたことは無いので、経営状態は良くなかったと思う。」と述べているところ、申立人の申立期間⑤に係る船員手帳には、雇止事由として「所有者変更」と記載されており、当該船舶所有者が変更されたことが確認できる。

さらに、当時の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間⑤に係る船員保険料の控除について確認することはできない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、船員手帳の記載と船員保険の手続は一体のものではなく、必ずしも船員手帳の記載と船員保険被保険者資格得喪日とが一致するものではない。

加えて、申立期間に係る船員保険料の控除についての申立人の記憶は定かではなく、このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。